

## 別表第 3 (第 2 条関係)

## 経験年数換算表

経歴の種類	職員の職務との関係	換算率	備考
国、地方公共団体、旧公共企業体、政府関係機関、外国政府又は民間における企業体、団体等の職員等としての在職期間	職員としての職務にその経験が直接役立つと認められる職務に従事したもの (常時勤務に服する者として職務に従事した期間又はこれに準ずる期間に限る。)	10割	
	その他のもの	10割以下	
学校又は学校に準ずる教育機関における在学期間		10割以下	在学年数は正規の修学年数の範囲内とする。
その他の期間	職員としての職務にその経験が直接役立つと認められる職務に従事したもの	10割以下	
	その他のもの	5割以下	